

(2) 国土防災関連法令**1) 森林法**

森林法*（昭和26年、法律第249号）に基づき、保安林*が指定されている。対象事業実施区域周辺の保安林の指定状況を図2-2-14に示す。

2) 砂防法

砂防法（明治30年、法律第29号）に基づき、砂防指定地が指定されている。対象事業実施区域周辺には指定地はない。

3) 地すべり等防止法

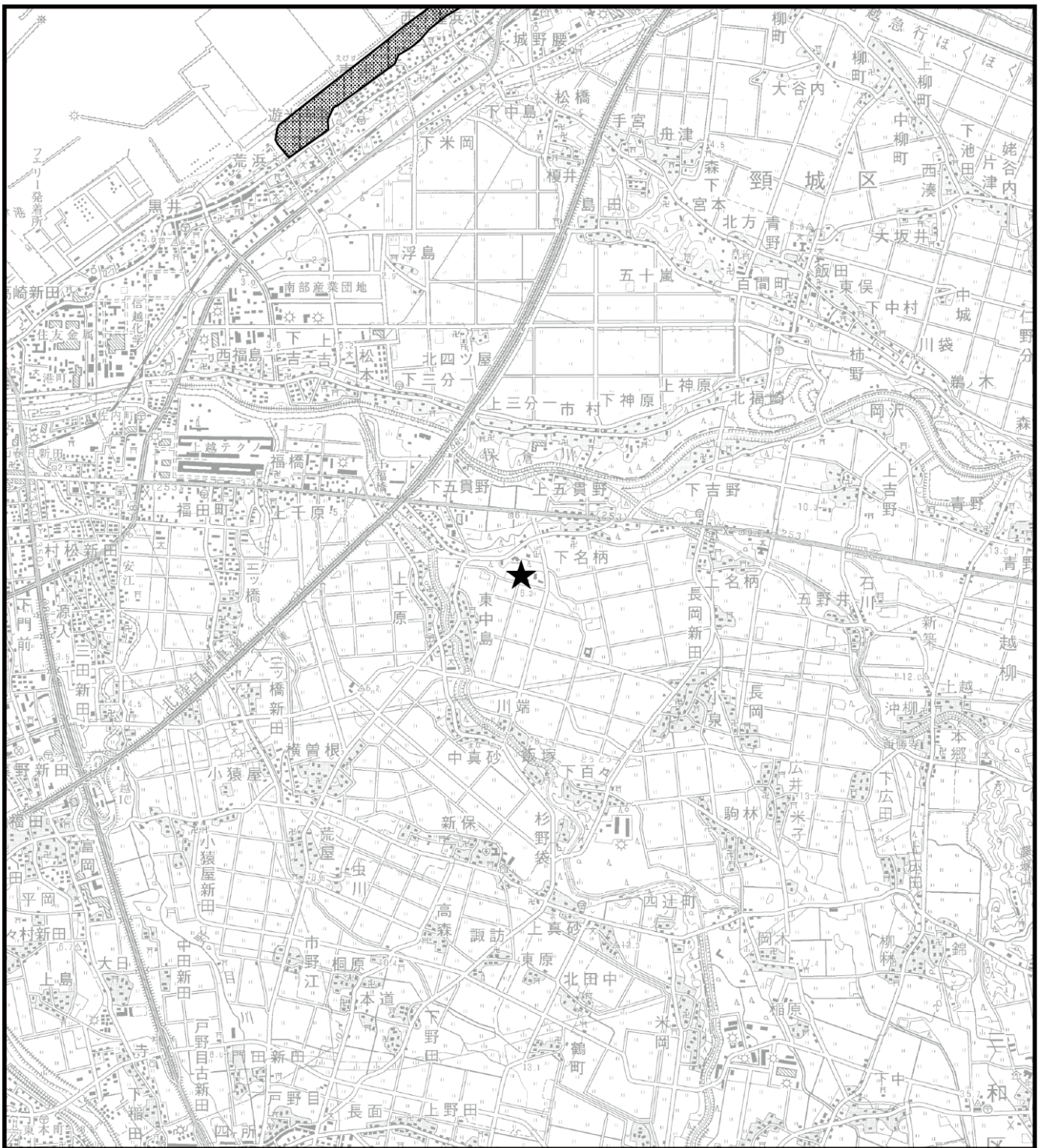
地すべり等防止法（昭和33年、法律第30号）に基づき、地すべり防止区域が指定されている。対象事業実施区域周辺には地すべり防止区域の指定はない。

4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年、法律第57号）に基づき、急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。対象事業実施区域周辺には急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年、法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されている。対象事業実施区域周辺には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定はない。



凡 例

★ : 対象事業実施区域

■ : 保安林

図 2-2-14 保安林の指定状況

出典：「上越地域振興局農林振興部（森林・林業部門）管内図」
（新潟県、平成 17 年）



1:50,000

0 1 2km